

屋外広告物法（以下「法」という。）第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を、法第8条第1項の規定により保管していますので、法第8条第2項の規定により、京都市屋外広告物等に関する条例第39条の2第1項に規定する以下の事項を公告します。

平成28年9月21日

京都市長 門川 大作

1 除却した屋外広告物等

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成28年8月2日	北区	紫竹西野山東町	—	—	1	平成28年8月2日
		紫野泉堂町	—	—	1	
	上京区	南上善寺町	—	—	2	
		牡丹鉾町	—	—	1	
平成28年8月9日	東山区	新五軒町	—	—	1	平成28年8月9日
	北区	上賀茂柵谷町	3	—	—	
	右京区	山ノ内苗町	—	—	1	
平成28年8月16日	西京区	大原野西境谷町一丁目	1	—	—	平成28年8月16日
		桂上野西町	—	2	—	
平成28年8月30日	中京区	西生洲町	—	—	1	平成28年8月30日
	左京区	静市市原町	—	—	1	
	北区	西賀茂井ノ口町	1	—	—	
		大宮玄琢北町	2	—	—	
		鷹峯藤林町	—	—	1	

2 保管の場所

京都市伏見区竹田中川原町4番地

3 連絡先

京都市都市計画局広告景観づくり推進室

電話：075-708-7645

(都市計画局広告景観づくり推進室)